

高齢者向けボランティア活動で、自分も元気！地域も元気！

新事業!!

御代田町高齢者支え合いポイント制度 登録者募集のお知らせ



■高齢者支え合いポイントとは…

この事業は、ボランティア活動を通じて積極的な社会参加、地域で支え合うまちづくりを推進するとともに、自らの介護予防にも役立てていただくことが目的です。

65歳以上の町民の方が、介護保険施設や地域でのボランティア活動(サロン・配食サービスなど、町が認めた活動)に参加し、その実績に応じて付与されるポイントに対し、年間上限5,000円の交付金を受け取ることができます。

※平成24年度については、10月から来年3月までの半年間を活動期間とするため、上限は2,500円となります。

1 登録(9月10日(月)受付開始)

対象:65歳以上で、町が指定するボランティア活動に参加できる方

申込方法:保健福祉課介護高齢係が窓口です。

申込書、個人情報保護に関する同意書に必要な事項を記載していただき、後日「支え合いポイント手帳」を交付します。

2 活動(10月1日(月)開始)

ポイント付与の対象活動は町が認めた活動のみとし、概要は以下のとおりです。

○町内介護保険施設、有料老人ホームなどにおける、話し相手や洗濯物の整理、掃除、外出付き添いなどのボランティア活動(活動内容は各施設により異なります)

○サロン、配食など高齢者を対象とした地域活動

※活動内容の詳細はお問い合わせください。

3 ポイントをもらう

②に示した活動について、活動先で手帳にスタンプを押してもらいます。ポイントの概要は以下のとおりです。

- 1ポイント=100円換算
- おおむね1時間で1ポイント付与
- 1日の上限は2ポイント
- 年間の上限は50ポイント(5,000円換算)
(ただし、今年度の上限は25ポイント)

4 ポイントを交換する

町に「ポイント活用申請書」を提出し、③でためたポイントを交換します。交付金は口座振替とさせていただきます。



ご自身へのご褒美や活動費用の補てん、また福祉事業所への寄付など、使いみちはお心次第でお選びください!

●ボランティア保険について

登録された方は全て「ボランティア保険」に加入します。ケガや事故などの場合に所定の補償がありますので、安心して活動していただけます。

現在ボランティア活動をしている方も、初めての方も、どなたでも参加できます!ご参加お待ちしております。

問い合わせ先 保健福祉課介護高齢係(31)2512

問い合わせ先

保健福祉課福祉係

(32) 6522

なお、所得制限がございます。
手当は申請月の翌月分からの支給となり、4月・8月・12月の3期に、それぞれの前月までの分が支払われます。

【児童扶養手当とは】
児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親や、父母に代わってその児童と同居し、養育している方に支給されます。

8月より、児童扶養手当の支給要件に、配偶者からの暴力(DV)で「裁判所からの保護命令」が出された場合が加わりました。
新たに児童扶養手当を受給するためには、申請が必要となります。お問い合わせの上、手続きをしてください。

児童扶養手当の
支給要件一部が
改正されます

青色申告を始めてみませんか？

▶「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳を行わなければなりません。簡易な帳簿(①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳)で記帳しても良いことになっています。

青色申告の主な特典

◎青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則(一般的には複式簿記を言います)により記帳している方については、一定の要件の下で最高65万円を差し引くことができます。

また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません(最高10万円の青色申告特別控除の適用は可能です)。

◎青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度などに照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

◎純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます(純損失の繰越し)。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます(純損失の繰戻し)。

青色申告をするためには

▶青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※新たに開業された方は、原則として開業の日から2ヵ月以内に提出してください。

※「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

青色申告の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「パンフレット・手引き」に掲載している「はじめてみませんか？青色申告！」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

問い合わせ先 佐久税務署 0267(67)3460